

いま手渡したいこと

子どもたちに文化を
教師にあこがれと自由を

子どもたちの悲しみを深く聴きとり、そのうちに秘められたねがいに応える豊かな文化を手渡すこと。これまでも述べたことを、思い切って要約すればこのようになります。そして、これらることは、教育が「権利としての教育」として成立していくために欠かしてはならない大切な柱であり、それは、実は障害のない子ども・青年の場合にも共通するものだと私は考えています。

ところで、障害のある子どもの教育を考える上では、これらに加え、もう一つ、はずしてはならない柱があります。それは「障害をもつて生きる社会の主人公を育てる」という柱です。

障害をもつて生きる社会の主人公と教育

言うまでもなく、障害のある子どもたちは、「障害」をもつて毎日を暮らしています。機能障害（身体および精神の構造・機能上の「障害」のこと。以下では障害者権利条約などを踏まえ「機能障害」と「障害」の区別を意識して表記します）の状態は、医療や日々の生活のありようなどによって可変的な性格をもちますし、機能障害が、社会的障壁との相互作用を通して、その子の暮らしに対してもたらす影響（それが権利の行使を制約する方向で作用することを「機能障害」と区別して「障害」と呼びます）までを視野に入れるならば、その実際のありようは、子ども自身の成長・発達によつても、また社会的障壁のありようによつても大きく変化します。ですから、機能障害についても、「障害」についても、それらを固定的にとらえることには慎重である必要があるのですが、にも関わらず、子どもたちのもつ（機能）障害は、多くの場合ゼロにはなりません。この子たちは障害をもち、障害とつきあいながら、みずから的人生を生きていく子どもたちです。そうであれば、そうした子どもたちのための教育は、「障害をもちながら生きる社会の主人公」を育てる、という課題を引き受けることに自覚的でなければならないでしょう。

こうした認識は、実は学校教育法などにも表現されています。条文を見てみましょう。

「特別支援学校は、（中略）幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする」（第七二条）。

特別支援学校の目的を示した右の条文では、まず、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に「準ずる教育」（この「準ずる」に関しても長い議論の歴史があるのです）が、ここでは同法の「準ずる」は、通常の学校と「同等の」と解すべき、という荒川智さんの解釈を示すに止め

第8回 障害をもつて生きる社会の 主人公を育てる

越野和之



奈良教育大学

こしの かずゆき／1964年生まれ、奈良教育大学教授。専門は障害児教育学。全国障害者問題研究会委員長。著書に『子どもからはじめる算数—すべての子どもに学ぶ喜びを』（共著）（全障研出版部、2017年）など。

「ぼくの電動車いす」の実践に学ぶ

「障害による：困難を克服するための知識技能」と一口に言いますが、これを、障害をもつて日々を生きている子どもたちの側からとらえると、どのようなことが見えてくるでしょうか。このことを考える上で、島根県の病弱養護学校の教師だった野津保さんの実践記録は多くのことを教えてくれます（野津保「自己認識を深めること